

京都コンサートホールロケーション撮影条件規程

(目的)

第1条 本規程は、京都コンサートホール（以下「当ホール」という。）において、映像、又は写真撮影を行うために利用する場合の許可に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(撮影利用可能施設)

第2条 撮影利用可能施設は以下の施設とする。

- ・ 大ホールホワイエ
- ・ アンサンブルホールムラタホワイエ
- ・ エントランス・スロープ・B2地下駐車場

(撮影利用可能日及び時間帯)

第3条 休館日を除く9：00～17：00とする。

(申込・撮影許可)

第4条 映像、又は写真を撮影する者（以下「利用者」という。）は、撮影希望日の2箇月前から3週間前までに当ホールに「京都コンサートホール撮影許可申請書」を提出するものとする。

2 申請内容について、撮影許可基準を満たし、当ホールが利用可能と判断した場合は、撮影に関する諸条件を記載した「京都コンサートホール撮影許可証」を発行するものとする。

(撮影許可基準)

第5条 撮影を許可する場合は、次の各号に掲げる基準をすべて満たし、当ホールが撮影を許可することが適当であると判断した内容に限るものとする。

- (1) 撮影したものを使用した作品や内容が、公序良俗に反しないものであり、かつ、当ホール及び北山地域のイメージと品位を損なわないものであること
- (2) 撮影行為及び作品等が当ホールの管理、又は運営に支障をきたさないものであること
- (3) 当ホールの施設等を撮影した映像、又は写真に修整を加えないものであること
- (4) 利用者及びその関係者が、反社会的勢力と何らかの関係がないと認められること

(利用料金)

第6条 撮影料金は、別表「京都コンサートホール 撮影利用料金表」のとおりとす

る。ただし、以下の場合には撮影料金を徴収しない。

- (1) 利用者が京都市、または公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団（以下、「当財団」という。）の場合
 - (2) 利用者が京都府内の教育機関で商用撮影を目的としない場合
 - (3) 当財団職員及び関係者への取材等のため、利用者が当ホールにおいて撮影を行う場合
 - (4) その他、理事長が認める場合
- 2 利用者は、原則として撮影当日に撮影料金を納付しなければならない。

(撮影に関する遵守事項)

第7条 利用者は撮影に関し、次の各号に定める事項を遵守するものとする。万が一、利用者がこれらに違反した場合は、当ホールは撮影を中止させ、撮影許可を取り消すことができるものとし、利用者はこれに対して一切の異議を唱えること及び当ホールに賠償を請求することができないものとする。

- (1) 撮影に関し、当ホールの業務、撮影対象施設の運営に支障が生じないこと
- (2) ホール利用者並びに来場者等の安全確保に万全を期すこと
- (3) 撮影開始前に撮影場所等の安全確保について、当ホールと打合せを行い、承認を得ること
- (4) 撮影に関し、来場者等に支障が生じると予測される場合は、利用者が責任を持って来場者等に対し説明を行うこと
- (5) 「撮影許可申請書」の記載内容、打ち合わせ内容に従い、撮影を行うこと
- (6) 「撮影許可申請書」の内容に変更が生じた場合もしくは撮影を中止する場合は、直ちに当ホールの担当者に連絡すること
- (7) 当ホールの許可を受けていない場所に立ち入らないこと
- (8) 撮影を終了した時点で、当ホール施設等の現状復帰及び清掃を行うこと
- (9) 天災やその他の事由により、撮影の実施や継続が難しいと当ホールが判断し、撮影の中止、または延期を指示した場合は、利用者はその指示に従うこと
- (10) その他、撮影時は当ホールの指示に従うこと

(事故への対応)

第8条 当ホール、ホール利用者及び観客等に対して損害を与えた場合、または撮影に関する苦情が生じた場合は、すべて利用者が責任をもって対処するとともに、全ての損害を賠償するものとする。

- 2 撮影時に、利用者所有の撮影機器類の盗難や破損等が生じた場合は、当ホールは一切の責任を負わないものとする。

(完成作品等の留意事項)

第9条 利用者は完成作品等について、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 作品等の公開や放映などにあたっては、原則、協力施設として当ホールのクレジットを入れること
- (2) 利用者は、完成した作品等を可能な限りDVD等の媒体で当ホールに提供すること
- (3) 「撮影許可申請書」記載の内容と異なる作品等となり、当ホールのイメージや品位を損なうと当ホールが判断した場合は、作品等の公開や放映などの中止を求めることができ、さらに損害賠償を請求できるものとし、利用者はこれに従うこと
- (4) 作品等に含まれる肖像権、著作権、著作隣接権など、第三者が関係する全ての権利については、利用者の責任と負担において必要な対応を行うこと

(その他)

第10条 本規程に定めない事項については、設置者である京都市と協議のうえ判断する。

附則1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表 京都コンサートホール撮影利用料金表

○利用区分・利用料金（1エリア）

区 分	写真撮影	動画撮影
午前	30,000 円	60,000 円
午後	40,000 円	80,000 円
午前・午後	63,000 円	126,000 円

※1 午前区分は 9:00～12:00、午後区分は 13:00～17:00、午前・午後区分は 9:00～17:00 とする。

※2 利用料金は撮影エリアごとに徴収する。